

法第 3 5 条（排煙設備）

不燃性ガス消火設備

平成 1 2 年告示第 1 4 3 6 号第 4 項ロの不燃性ガス消火設備は、次のいずれかとする。

- ① 二酸化炭素及びハロゲン化物消火設備
- ② ①以外のもので、消防法施行令第 3 2 条による個別認定を受けた不燃ガスによる消火設備（新ガス系消火設備）